春日井市区長町内会長自治会長等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治組織の代表者である区長、町内会長、自治会長等(以下「区長等」という。)地方自治の発展に尽くし、その任期を終えた者の功績と努力に対する表彰について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者(第2号に該当する者においては、区、町内会、自治会等から別記様式により推薦があった者)で、市長が適当と認めるものに対し表彰を行う。
 - (1) 区長町内会長連合会の役員として、3年以上職務を遂行し、退任した者
 - (2) 区長等として、通算して5年以上職務を遂行し、退任した者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 (表彰の制限)
- 第3条 表彰は、前条各号のいずれかに該当する場合の1回限りとする。
- 2 前条の規定にかかわらず、春日井市表彰条例(昭和38年春日井市条例第6号)第3条第1号又は第13号に該当して、この要綱と同種の表彰を受けた者は、被表彰者としない。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、感謝状を贈る。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年5月22日から施行し、平成8年1月1日から適用する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、平成8年4月1日(区長等の任期が、暦年で

定められている場合は、平成8年1月1日)以後に区長等に就任した者から 適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市区長町内会長自治会長等表彰要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市区長町内会長自治会長等表彰要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

推薦書

年 月 日

(宛先)	春日井市長	伊	藤	太

住 所			
	(電話	_)
役職名			

氏 名_____

春日井市区長町内会長自治会長等表彰要綱第2条第2号の該当者として、次の者を推薦します。

氏		名						
住		所	春日井市					
電		話						
職		業						
表彰の変		:なる 名						
表彰の	対象と	なる	自	年	月	日		
役職の)従事	期間	至	年	月	目		